三十七　住民基本台帳法第三十条の十四の規定による求めを受けること又は提供
三十八　住民基本台帳法第三十条の四十六の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
三十九　住民基本台帳法第三十条の四十七の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
四十　住民基本台帳法第三十条の四十八の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
四十一　住民基本台帳法第三十条の五十の規定による通知を受けること。
四十二　住民基本台帳法第三十四条第一項又は第二項の規定による調査（届出、申出その他の行為があった場合における住民票又は戸籍の附票の記載、消除又は記載の修正（第四十九号及び第五十号において「記載等」という。）のための調査に限る。）
四十三　住民基本台帳法第三十七条第一項の規定による求めを受けること又は提供
四十四　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第七条第一項の規定による作成又は同条第二項の規定による記載
四十五　住民基本台帳法施行令第八条の規定による消除
四十六　住民基本台帳法施行令第八条の二第一項又は第二項の規定による作成、記載若しくは消除
四十七　住民基本台帳法施行令第九条の規定による記載の修正
四十八　住民基本台帳法施行令第十条の規定による作成、記載又は消除
四十九　住民基本台帳法施行令第十一条の規定による審査又は住民票の記載等
五十　住民基本台帳法施行令第十二条第一項若しくは第三項の規定による確認若しくは記載等、同条第二項の規定による記載等又は同条第四項の規定による通知
五十一　住民基本台帳法施行令第十三条第一項の規定による記載、同条第二項の規定による記載若しくは訂正又は同条第三項の規定による通知
五十二　住民基本台帳法施行令第十四条の規定による作成、改製又は修正
五十三　住民基本台帳法施行令第十五条の規定による記載
五十四　住民基本台帳法施行令第十五条の四第二項の規定による記載
五十五　住民基本台帳法施行令第十八条第一項の規定による作成又は同条第二項の規定による記載
五十六　住民基本台帳法施行令第十九条の規定による消除
五十七　住民基本台帳法施行令第二十条の規定による記載の修正
五十八　住民基本台帳法施行令第二十一条第二項において準用する同令第十五条の規定による記載
五十九　住民基本台帳法施行令第二十四条第一項の規定による交付又は同条第二項の規定による再交付
六十　住民基本台帳法施行令第三十条の二第一項に規定する記載又は同条第二項に規定する通知
六十一　住民基本台帳法施行令第三十条の四第一項に規定する確認若しくは記載の修正又は同条第二項に規定する通知
六十二　住民基本台帳法施行令第三十条の二十六第一項の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査又は同条第二項の規定による記載
六十三　住民基本台帳法施行令第三十条の二十六第三項の規定による記載
六十四　住民基本台帳法施行令第三十条の二十六第四項の規定による申出の受理、その申出に係る事実についての審査又は削除
六十五　住民基本台帳法施行令第三十条の二十六第五項の規定による削除又は通知
六十六　住民基本台帳法施行令第三十条の二十七第一項又は第二項の規定による記載
六十七　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第二十条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法附則第三号に掲げる規定の施行の日前に同法第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法第三十条の四十四第三項の規定により交付された住民基本台帳カードに関する事務（法別表第十三号の総務省令で定める事務）

第十三条　法別表第十三号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）第一条の四第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定による請求の受理若しくはその請求に係る事実についての審査又は児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）、第二項若しくは第三項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定
二　児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による支給
三　児童手当法施行規則第二条第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定による請求の受理若しくはその請求に係る事実についての審査又は児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による改定
四　児童手当法施行規則第三条第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は児童手当法第九条第三項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による改定
五　児童手当法第十一条（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による支払の一時差止め
六　児童手当法施行規則第九条第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による請求の受理若しくはその請求に係る事実についての審査又は児童手当法第十二条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による支払を行う旨の決定若しくは支払
七　児童手当法施行規則第十二条の九第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査、児童手当法第二十条第一項（同法附則第二条第三項の規定において準用する場合を含む。）に規定する寄附の受領又は同令第十二条の九第二項（同令第十五条において準用する場合を含む。）の規定による通知
八　児童手当法施行規則第十二条の十第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査、児童手当法第二十一条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による費用の徴収又は同条第二項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による支払
九　児童手当法第二十二条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による徴収又は同条第二項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知
十　児童手当法第二十二条の二第一項の規定による支払
十一　児童手当法施行規則第四条第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
十二　児童手当法施行規則第五条第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
十三　児童手当法施行規則第六条第一項、第二項若しくは第四項（第一項又は第二項を同令第十五条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
十四　児童手当法施行規則第七条第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
十五　児童手当法施行規則第一条の三（同令第十五条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
十六　児童手当法第二十八条（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の閲覧、資料の提供の求め及び当該資料の受領又は報告の求め及び当該報告の受理